

「奈良県道路整備基本計画」は、条例に定められている『**何のために、どのような道路を整備するのか**』を示す「整備すべき道路のあり方」と、『**道路整備をどのように行うのか**』を示す「道路整備の進め方」から構成されています。



奈良県広報担当
VTuber
奈々鹿

II . 道路整備の進め方

「選択と集中」を深化させ、道路整備を体系的に進める取組として、事業の各段階に応じた評価実施プロセスの徹底や、予算・事業マネジメントによる効率的な事業推進を図ります。また、関係機関や県民等との関係のあり方や、県民への説明責任を重視しながら、道路整備を進めます。

「選択と集中」の深化と道路整備の体系化

段階に応じた
評価の実施

目指すべき都市の将来像や道路事業の環境の変化に応じて、既存計画や事業の見直しを適切に行うことが重要です。都市計画の見直しや事業着手前段階、事業段階における事業評価の実施が必要です。

「選択と集中」に基づく
予算・事業マネジメント

「選択と集中」を深化させ、事業評価等の充実と併せて、重点的投資に必要な予算・財源の確保、及び事業マネジメントによる効率的な事業推進を図ります。

連携・協働と説明責任

市町村等の関係機関
との連携・協働

道路整備とまちづくりは密接に関係していることから、望ましい地域の将来像を実現するための総合的取組の一環として、県と市町村や警察、及び関係行政分野や事業者との連携・協働を図りながら道路整備を推進します。

説明責任の重視

道路サービスの向上を図るためには、ニーズを的確に把握するとともに、事業内容について理解と協力を得ることが重要です。県民との積極的なコミュニケーションや施策検討に当たっての県民意見の反映に努めるとともに、供用時期について、見通しが得られた箇所の公表を行います。

契約・許認可の適正確保と品質向上

入札契約・許認可事務の
適正確保と利便性向上

道路整備を適切に行うため、公共事業としての品質の確保や透明性、競争性、公平性の確保に努めます。